

「今行ける能登」団体旅行応援キャンペーン 実施要項

1. 総則

(1) 事業の目的

本事業は、能登の宿泊施設や観光施設が徐々に再開するなか、まとまった規模の誘客が期待できる団体旅行の商品造成を支援するとともに、旅行参加者に能登で利用できる買い物クーポンを付与することで、能登の観光需要の喚起、応援消費の促進を図ることを目的とする。

2. 用語の定義

本要項において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- ①「能登 12 市町」とは、次に掲げる市町をいう。
珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町、羽咋市、中能登町、宝達志水町、かほく市、津幡町、内灘町
- ②「旅行事業者」とは、次に掲げるいずれかの登録等をしている事業者をいう。
第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業、観光圏内限定旅行業者代理業
- ③「旅行商品」とは、旅行業法(昭和 27 年法律第 239 号)に基づき、旅行事業者が主体となって造成または手配し、当該旅行事業者の管理の下で実施される団体旅行をいい、募集型企画旅行、受注型企画旅行および手配旅行を含むものとする。
- ④「旅行参加者」とは、当該旅行商品において旅行代金を支払った者をいう。
- ⑤「事務局」とは、「今行ける能登」団体旅行応援キャンペーン事務局をいう。

3. 助成対象者

本事業の助成対象者は、県内外の旅行事業者とする。

※インバウンドの旅行商品も対象とするが、申請者は日本国内に拠点があり、旅行商品の造成・手配等を自ら実施している旅行事業者に限るものとする

※旅行事業者以外からの申請は受け付けない

4. 助成対象期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日(5月2日から5月6日を除く)

5. 助成対象となる団体旅行の条件

(1) 旅行人数

8名以上の団体旅行とする。

※乗務員、添乗員および旅行代金のかからない子どもは旅行人数に含めない。

(2) 助成条件

旅行行程に、次に掲げる施設等を組み込むことを条件とする。

能登12市町に所在する

①有料の入場・体験(有料観光施設、体験型観光、いしかわ震災学習プログラム)を1か所以上

②飲食または立寄施設(飲食店、土産物店(道の駅等))を1か所以上

※ 助成条件を満たすために訪問する「有料の入場・体験(1か所)」の利用料は旅行代金に含めるものとし、買い物クーポンによる支払いは不可とする。

※ 飲食店の利用には、弁当・テイクアウトの購入を含む。

(3) 対象外となる旅行

次に掲げる旅行は、助成対象外とする。

① 修学旅行等の教育旅行

② 国、自治体または公的団体が旅行費用を負担する会議・研修旅行

③ 宗教活動または政治活動を目的とする旅行

(4) パンフレット等のPR販促物には、石川県による助成があること、1人あたりの買い物クーポン(電子クーポン)付与金額を明記すること。

【記載例】本旅行は石川県から「今行ける能登」団体旅行応援キャンペーンの助成を得て企画しています。

本キャンペーンにより、旅行参加者には1人あたり〇〇円の買い物クーポン(電子)が付与されます。

※本キャンペーン及び「能登のために、石川のために 応援消費おねがいプロジェクト」のロゴマークのデータをキャンペーンHPに掲載していますので、ご自由にご利用ください。

(5) 旅行参加者が買い物クーポンを利用する際、簡易なアンケートに回答いただく必要があることを、旅行参加者に事前に説明すること。

(6) 申請受付開始日(令和8年1月13日)以降に販売を開始した旅行商品であること。

6. 助成額

(1) 助成額の構成

本事業における助成は、次の3区分により構成する。

①基本助成額 ②宿泊加算額 ③買い物クーポン(電子クーポン)

※一つの旅行商品につき、助成する旅行の対象期間は7泊8日を上限とする。

(2)基本助成額

能登 12 市町を周遊するバス・ジャンボタクシー等(運転手付きの手配車)の借上費に対し、1 日あたり最大 6 万円/台を助成する。

※基本助成額はバス等の借上費の 1/2 を上限とする

※旅行行程に能登 12 市町の観光を含まない日は、基本助成額の算定対象外とする。

(3)宿泊加算額

金沢市以外の石川県内に宿泊する場合、1 泊あたり 3 万円/台を宿泊加算額として支給する。

※宿泊加算額は、チェックイン日またはチェックアウト日のいずれかにバス等を利用する場合に限り適用し、両日においてバス等の利用がない場合は対象外とする。

(4)買い物クーポン(電子クーポン)

能登 12 市町を周遊する日について、旅行参加者 1 人あたり 4,000 円/日の買い物クーポンを付与する。

※電子クーポンで付与する。

※旅行人数に含めない乗務員、添乗員および旅行代金のかからない子どもには付与しない。

※能登 12 市町のクーポン加盟店において利用できるものとする。

※利用期限は、令和 8 年 8 月 31 日までとする。

7. 助成額の算定

(1)算定方法

助成額は、次の方法により算定する。

①基本助成額

助成対象経費の 2 分の 1 と日額上限額(6 万円/台)を比較し、いずれか低い額とする。

※助成対象経費は、バス・ジャンボタクシー等(運転手付きの手配車)の借上費(税抜)とする。ただし、当該車両が能登 12 市町内の観光を目的として利用される場合に限るものとし、能登 12 市町を訪問しない日の利用分は助成対象外とする。

※1日あたりのバス等の借上費が不明な場合は、バス等の借上費を借上げ日数で按分した金額を1日あたりの借上費とみなす。

②宿泊加算額

金沢市以外の石川県内に宿泊する場合、1泊あたり3万円/台を定額支給する。

③助成額の算定例

2泊3日の旅行で、バス代 10 万円/日(税抜)、能登観光 1 日、県内 2 泊(金沢市以外)の場合

・基本助成額: $10 \text{ 万円} \times 1/2 = 5 \text{ 万円}$

・宿泊加算額: $3 \text{ 万円} \times 2 \text{ 泊} = 6 \text{ 万円}$

・合計助成額: 11 万円

(2)助成対象期間外を含む旅行の取り扱い

助成対象期間外を含む旅行でも、助成対象期間内に助成要件を満たす日程があれば助成対象とする。

〔例〕7/31～8/1の1泊2日の旅行の場合

・7/31の基本助成額及び宿泊加算額は対象、8/1の基本助成額は対象外
次に掲げる旅行は、助成対象期間外の日程を例外的に助成対象期間内とみなす。

①令和8年5月1日に石川県内に宿泊する旅行商品については、本来対象外となる5月2日の基本助成額についても助成対象とする。

②令和8年5月6日に石川県内に宿泊する旅行商品については、本来対象外となる5月6日の基本助成額および宿泊加算額についても助成対象とする。

(3)行政が実施する他の助成事業との併用の取扱い

①石川県内の市町が実施する助成事業との併用は可能とする。その場合は、市町助成額を助成対象経費から控除した額を本事業の助成対象経費とする。

※石川県内の市町が実施する助成事業については、旅行会社以外を助成対象とするものもあるが、同一の旅行商品に対する助成であれば併用とみなす。このため、受注型企画旅行や手配旅行においては、依頼主に対し、本旅行の実施にあたって市町からの助成を得ていないかしっかりと確認すること

②石川県及び、国や他の地方公共団体が実施する他の助成事業との併用は認めない。

8. 申請手続きの流れ

(1)交付申請

・令和8年1月13日から申請受付を開始するものとし、随時募集を受け付ける。

※ただし、旅行出発日の3週間前(休日の場合は直前の営業日)を申請期限とする。

※令和8年1月13日以降に販売を開始する旅行商品を対象とする。

・提出書類

①「今行ける能登」団体旅行応援キャンペーン助成金交付申請書

※申請は原則としてキャンペーンHP内の申込フォームから行うものとする。

②バス等の運送引受書

③旅行参加者の一覧(手配旅行のみ)

※一覧には、参加者全員の氏名、年齢、住所、電話番号を記載すること

(2)旅行参加人数の確定

・旅行出発日の10日前(休日の場合は直前の営業日)に、確定した旅行参加人数をキャンペーンHP内の申込フォームから事務局に報告すること。

※旅行出発日の約1週間前に、事務局より電子クーポンのデータを送付するので、旅行者に配付すること。

※以後、旅行参加者にキャンセルが生じた場合はキャンペーン HP 内のフォームからただちに事務局へ報告すること。報告が無く、クーポンが不正利用された場合は、事務局から旅行会社に対して当該不正利用分を請求する可能性があることに留意すること。

(3)実績報告

・旅行終了後速やかに実績報告を行うこと。

・提出書類

①「今行ける能登」団体旅行応援キャンペーン助成金実績報告書

※申請は原則としてキャンペーンHP内の申込フォームから行うものとする。

②パンフレット等の PR 販促物の写し

③交通手段(貸切バス・ジャンボタクシー等)の請求書または領収書写し

④宿泊施設の請求書または領収書写し

⑤有料の入場・体験(1か所)に係る請求書または領収書写し

⑥飲食または立寄施設(1か所)に係る請求書または領収書写し

⑦旅行参加者全員分の買い物クーポン受領書

※③は、日付と金額、④～⑥は日付と金額と利用人数が確認できるものとする

※⑥について、土産物店は訪問証明書で可とする

(4)助成金交付の条件

①本要項の規定に従うこと。

②申請者は、本事業に係る経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理すること

③申請者は、本事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、助成金の給付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(5)状況報告及び調査

「今行ける能登」団体旅行応援キャンペーン事務局は、必要に応じて本事業の申請者から報告を求め、立入等の調査を行うことができる。

(6)助成金の取り消し

①「今行ける能登」団体旅行応援キャンペーン事務局は、本事業の申請者がこの要項の規定に違反した場合や不正な申請を行った場合は、事業者名を公表するとともに、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

②前項の規定は、助成金の交付を受けた後においても適用する。

(7)助成金の返還

- ①「今行ける能登」団体旅行応援キャンペーン事務局は、助成金の交付決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じる。
- ②前項の命令を受けた事業者は、事務局が指定する期日までに助成金を返還しなければならない。

9. 買い物クーポンの管理および不正防止

買い物クーポンの未使用やキャンセルが発生した場合、ただちに事務局へ報告するものとする。

※事務局が当該クーポンの無効処理を行う

旅行事業者において、不正利用防止のために必要な措置を講じること。

不正利用が判明した場合は、助成金の返還その他必要な措置を講じる。

10. 助成対象となる旅行事業者が遵守すべき事項

- ① 旅行事業者は、関係法令の一切を遵守し、公序良俗に反しないこと。
- ② 架空予約など、旅行や施設の予約を捏造しないこと。
- ③ 旅行代金等の水増しなど、助成金を不当に多く引き出すことに繋がる一切の行為をしないこと。
- ④ 助成金の申請にあたっては、旅行商品が本要項の規定に適合していることを担保することのみならず、旅行参加者が本事業に定める条件等に適合していることを担保するよう善良な管理者による注意をもって取り扱うこと。
- ⑤ 反社会的勢力の排除
 - (ア) 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。
 - i. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ii. 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - iii. 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - iv. 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - v. 暴力団または暴力団員に対して賃金等を提供し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者
 - vi. 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - vii. 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - (イ) (ア)の ii.から vii.までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人であってはならない。

11. その他

(1)事業内容の変更

本事業は予算の範囲内で実施するものとし、予算超過やその他の事情により、本事業の内容を変更または中止する場合がある。

(2)問い合わせ先

「今行ける能登」団体旅行応援キャンペーン事務局

住 所 〒920-0961 石川県金沢市香林坊1丁目 2-24 香林坊プラザ7F

受付時間 平日9:15~17:45 (土・日・祝日休み)

TEL 076-282-7710 **FAX** 076-264-7788 **メール** noto-bus@bsec.jp